

「情報開示・発信基盤整備の在り方についての論点整理（案）」への意見

2011年1月31日

特定非営利活動法人 日本 NPO センター 常務理事・事務局長 田尻佳史

（１）「２．論点整理に当たっての基本的考え方」の内容について

①「（２）官・民の役割分担を明確にする」に対しての意見

【原文】

官民が協力・連携し、情報開示・発信基盤のボトムアップを支援していくほか、市民からのNPO等の活動に関する苦情等について適切に情報共有する。

【意見】

誰と誰が情報共有をするのか。NPO等の活動に関する苦情等があった場合に、行政が民間団体に対して情報提供を求めることができるように読める。これは行政による活動監視につながる可能性があり、「市民による自由な社会貢献活動」としてのNPOの活動を委縮させる危険性があるため、再度検討を要する。

【原文】

NPO法人は、市民に対する情報公開の責任を果たす（活動・事業・寄附等を含めた財務内容）。また、中間支援組織等の民間は、人材・情報・資金のマッチング（つなぐ）、ファンドレイジング（引き出す）、評価等、多様なサービスを支える付加価値の高い情報関連活動を行う。

【意見】

- ・NPO法人が市民に対して情報公開の責任を果たすという点については賛同する。
- ・後半の民間組織である「中間支援組織等」に対して、「情報関連活動を行う」という断定的な表現はそぐわないのではないかと。以下のように修正してはどうか。

「・NPO法人は、市民に対する情報公開の責任を果たす（活動・事業・寄附等を含めた財務内容）。
・中間支援組織等の民間は、人材・情報・資金のマッチング（つなぐ）、ファンドレイジング（引き出す）、評価等、多様なサービスを支える付加価値の高い情報関連活動を行うことが期待される。」

（２）「３．情報開示・発信基盤整備に当たっての論点と対応の方向」

①「（１）－１ NPO法人に関する閲覧情報のインターネットでの開示」に対しての意見

【原文】

【課題】現在、NPO法人から行政への提出書類は、所轄庁等や所轄税務署でしか閲覧できない。インターネットでの開示や開示情報の印刷の可否も所轄庁ごとに対応がバラバラな状況にある。さらに、NPO法人から報告が義務付けられている書類が提出されておらず、ポータルサイトに掲載されていないケースが多くみられる。

【確認】

「ポータルサイト」は内閣府の「全国特定非営利活動法人情報の検索」を指しているという理解でよいか。(<https://www.npo-homepage.go.jp/portalsite.html>)

【意見】

- ・ NPO 法第 29 条 3 項に、NPO 法人から所轄庁に提出された事業報告書等をインターネットで開示する旨の規定を盛り込み、全国共通のルールを作ってはどうか。
- ・ インターネットでの開示を法定化する際、役員名簿など個人情報にかかわるものは除くべきである。
- ・ 関連して、「(1) - 3 NPO 法人に関する閲覧情報の電子化・標準化」にある「(提出書類の) 電子ファイルでの提出を認めるべき」という提案に賛成する。たとえば公益法人の公益認定申請では、システムの充実により全体の 97.9%が電子申請[<https://www.koeki-info.go.jp/> 2010 年 7 月 30 日現在]となっているため、方策によって高い効果が期待できる。

【参考】

NPO 法（事業報告書等の提出及び公開）

第二十九条 特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等、役員名簿等及び定款等（その記載事項に変更があった定款並びに当該変更に係る認証及び登記に関する書類の写しに限る。）を所轄庁に提出しなければならない。

2 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等若しくは役員名簿等（過去三年間に提出を受けたものに限る。）又は定款等について閲覧の請求があった場合には、内閣府令で定めるところにより、これを閲覧させなければならない。

【原文】

行政は、法令で提出を定められたNPO法人の閲覧情報(認証関連、認定関連)について、国・地方自治体、民間で集約・共有化できるようにその電子的情報基盤を整備する。公益法人の例を参考にしつつ、内閣府と都道府県が協力して、閲覧情報を一元的に市民やNPO等が利用しやすい形で公開できるよう、現行のNPOポータルサイトの機能の改善、情報の一覧化への取組を推進することとしてはどうか。

【確認】

「現行の NPO ポータルサイト」は内閣府の「全国特定非営利活動法人情報の検索」を指しているという理解でよいか。(<https://www.npo-homepage.go.jp/portalsite.html>)

【意見】

行政の電子的情報基盤は現在所轄庁ごとに構築されているが、システム開発・運用の効率化、事務の効率化、電子申請・電子フィルでの事業報告書の提出などを進めるため、電子申請の受付、事業報告書等の電子ファイルでの受付、認証法人一覧の提供、閲覧情報のインターネットでの提供等の一連の機能を備えた共通のインターネット上のシステムを構築してはどうか。

②「(1) - 3 NPO法人に関する閲覧情報の電子化・標準化」に対する意見

【原文】

【課題】基本情報の利便性を高めるためには、NPOからの提出書類の電子化が不可欠である。また、電子化を進めるためには、報告書の電子媒体での提出に加え、事業報告書等の提出書類の標準化や自動計算化等を組み込むことが重要である。

【確認】

「自動計算化等」とは具体的に何を指しているのか。

【原文】

「NPO法人会計基準」では明確にされていない、「定款で定められた事業別の内訳の提示」を同基準の中で義務付けるべきではないか

【意見】

定款で定める事業項目は大枠のものであり、多くのNPO法人は必ずしもそれに基づいた会計区分をしていないのではないかと。寄付者はじめNPO法人のステークホルダーにとっても、定款で定められた事業別の内訳は、有益な情報にはならないのではないかと。

【原文】

事業報告書については、団体の創意工夫を推奨できるようにすべき。

【意見】

この点について賛同する。

インターネットでの事業報告書の開示を検討するにあたり、事業報告書のフォーマット化の流れができることは避けなければならない。あわせて、所轄庁の業務効率化を図るため、前述した事業報告書等の電子ファイルでの提出を推進するべきである。

③「(2) 自由に利活用できる行政サービスとしての基本情報」に対する意見

【原文】

①基本的な対応の方向性について

○上記の電子的基盤整備と並行して、以下の選択肢のどちらか

- a 行政側から、新たな情報の追加等を行わず、民間の自由な取組に委ねる。
- b 全国のNPO法人について、市民目線に立った必要最低限の、組織情報（活動・事業）、財務情報について（以下、「基本情報」という。一覧性を持ちつつ検索・比較・並び替え等ができる形とする）、一元的に共有できるよう、内閣府が都道府県の協力を得て、NPOポータルサイトの見直しを検討してはどうか。

【確認】

「NPO ポータルサイト」は内閣府の「全国特定非営利活動法人情報の検索」を指しているという理解でよいか。(https://www.npo-homepage.go.jp/portalsite.html)

【意見】

- ・基本的にはb案を支持する。
- ・単にインターネット上で閲覧できるだけではなく、たとえば CSV 形式でダウンロードしたり、API 経由でアクセスができるようにするなど、民間が寄付仲介サイトをはじめとする多様な NPO 支援サービスを提供したり、研究者が NPO 法人の現状を分析するにあたり、閲覧情報を活用できるようにすべきである。
- ・たとえば、「公益法人 information」(https://www.koeki-info.go.jp) では特例民法法人 24,582 法人のリストを Excel 形式と CSV 形式で提供している。

【原文】

行政サービスとして自由に利活用できる「基本情報」の範囲

(略)

・DVシェルター等情報公開にセンシティブな事業活動を行っているNPO等については、その旨を明らかにすることで、NPO側から書き込みをしないことができるようにしてはどうか。

【意見】

- ・原則として、「内閣府 NPO ポータルサイトの項目」「行政への提出書類に含まれる情報」以外は NPO 法人の自主的な入力に任せるべきであり、「NPO 側から書き込みをしないことができる」ことは当然である。その上で、「内閣府 NPO ポータルサイトの項目」「行政への提出書類に含まれる情報」についても、理由を問わずに NPO 法人の意思によってインターネット上での情報開示を非公開とすることができるようにし、その場合も団体名、事業報告書、会計報告についてはインターネット上でも情報開示することとしてはどうか。
- ・「情報を開示しない」ことも寄付者にとっては重要な判断基準となりうる。また事業報告書と会計報告を適切に作成することによって、プライバシーを保護しながら活動の公益性についての説明責任を果たすことは可能である。

④「(3) 市民の安心・安全確保のための情報連携」に対する意見

【原文】

苦情の増加等の事実関係について、市民に一定基準の下で知らせることが必要か(例えば、3ヶ月程度の期間、行政の窓口、消費生活センター、中間支援NPO等へ当該NPOに対する市民一般からの苦情等が拡大しているような場合には、市民に情報提供する必要があるのではないか)

【意見】

消費生活センターの(NPO 法人によるトラブル以外も含めた)一般的な対応で十分ではないか。新た

な仕組みを構築するよりも、既存の施策の周知を図る方が効率的である。

⑤「(4) 情報開示・発信基盤を促進する仕組み」に対する意見

【原文】

各都道府県、中間支援組織、NPO等と一緒に、NPO等が自発的に情報開示していく環境整備を地域から組み立てていくべき

新しい公共支援事業の利用者には、同事業の利用後3か月以内に、(3)で述べた基本情報を基本として、既存データを活用しつつ、必要な情報を提示すべき。各都道府県から発信することとし、合わせて内閣府のサイトでは統合的にリンクしてみられるようにすべき。

【意見】

- ・NPO 法人のデータ入力・修正の手間を考えると、現行のサイトの他に新たにサイトを作り、重ねてデータを集めることがないようにすることが望ましい。また行政区を超えてNPO 法人の情報を閲覧できるようにするために、全国共通の情報基盤にデータを集める方が利便性が高いのではないか。
- ・「新しい公共支援事業」に関連して、各都道府県においても、NPO に関するデータベースサイト等の構築を検討する動きがあると聞いている。情報の散逸を防ぎ、一元化を進めるにあたり、内閣府の取り組みに関する早期の周知が必要ではないか。